
第1章 総 則

1. 1 基本要件

1. 1. 1 目的

三郷市給水装置工事設計施工基準（以下「基準」）は、水道法、関係法令及び、三郷市水道事業給水条例等に基づき施行する給水装置工事について、設計から施工、検査までの必要事項を定め、その適正かつ合理的な実施を図ることを目的とする。

水道法では、第1条にその目的が規定されており、「清浄」、「豊富」、「低廉」な水の供給を図ることにより、「公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること」を究極の目的としている。

そのために、適正かつ合理的な水道の布設と管理、計画的な整備、水道事業の保護育成を意図として諸規定を定めている。

平成23年3月に発生した東日本大震災などの地震災害による給水装置の被害が報告される中、新水道ビジョン（平成25年3月・厚生労働省）では、『基幹管路以外の管路や給水管についても、適切な材質や仕様が採用され耐震性が向上している。』との記載があり、給水装置の耐震機能向上が注目されている。給水装置の耐震性向上は令和6年1月に発生した能登半島地震において、その耐震対策が有効であったと考えられる。

また、近年、水道使用者の利用形態や給水装置の多様化、複雑化に伴い、クロスコネクションなどの事例が報告されている。

本基準は、これらの事例に対応するとともに、新水道ビジョンが掲げている『安全』、『強靱』、『持続』の観点を踏まえ、市民の皆さまに『水質事故を起こさない安全な給水装置』、『災害に強い強靱な給水装置』、『維持管理が容易な持続する給水装置』を提供できるよう策定し平成31年より施行しているが、5年経過する中でさらに安全で安心な水の提供ができるよう改定を行った。

1. 1. 2 根拠法令

本基準は、給水装置工事の基準とするために作成する。この基準の根拠となる法令等は次のとおりとする。

1) 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）

（以下「法」という。）

2) 水道法施行令（昭和32年12月12日政令第336号）

（以下「施行令」という。）

3) 水道法施行規則（昭和32年12月14日省令第45号）

（以下「施行規則」という。）

4) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日省令第14号）

（以下「材質省令」という。）

5) 水質基準に関する省令（平成15年5月30日省令第101号）

（以下「水質基準省令」という。）

6) 三郷市水道事業給水条例（平成9年12月18日条例第27号）

（以下「給水条例」という。）

7) 三郷市水道事業給水条例施行規則（平成10年3月26日規則第11号）

（以下「給水条例施行規則」という。）

8) 三郷市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月4日訓令第1号）

（以下「事業者規程」という。）

1. 1. 3 用語の定義

この基準において、用いられる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- 1) 水道事業者：国土交通大臣等の水道事業の経営許可を受けた者である、「三郷市水道事業」、「三郷市水道部」、及び「三郷市長」をいう。
- 2) 水道部または管理者：「三郷市水道部」をいう。
- 3) 指定工事業者：法第16条の2第1項の規定に基づき、水道事業者の指定を受けた「三郷市指定給水装置工事事業者」をいう。
- 4) 主任技術者：法第25条の5第1項の規定に基づき、国土交通大臣及び環境大臣から、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者をいう。
- 5) 需要者：給水装置の所有者又は使用者をいう。

1. 2 給水装置の定義

1. 2. 1 用語の定義

給水装置における用語の意義は次のとおりとする。

1) 給水装置（法第3条第9項）

需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2) 配水管

必要量の浄水を一定以上の圧力で連続的に供給している配水ポンプ施設を起点として、水道使用者等に配水するために布設した管で、給水管の分岐を認める口径 $\phi 75\text{ mm}$ 以上、 $\phi 350\text{ mm}$ 以下の管をいう。

ただし、口径 $\phi 50\text{ mm}$ 以下の管についても、使用水量などの条件により、配水管として用いる事がある。

なお、口径 $\phi 400\text{ mm}$ 以上の管は、送水のみを目的とし、給水管への分岐を認めない基幹管路と称する。

3) 給水管

配水管から分岐され、宅地や家屋等に引き込まれる管をいう。

4) 給水用具（法第3条第9項）

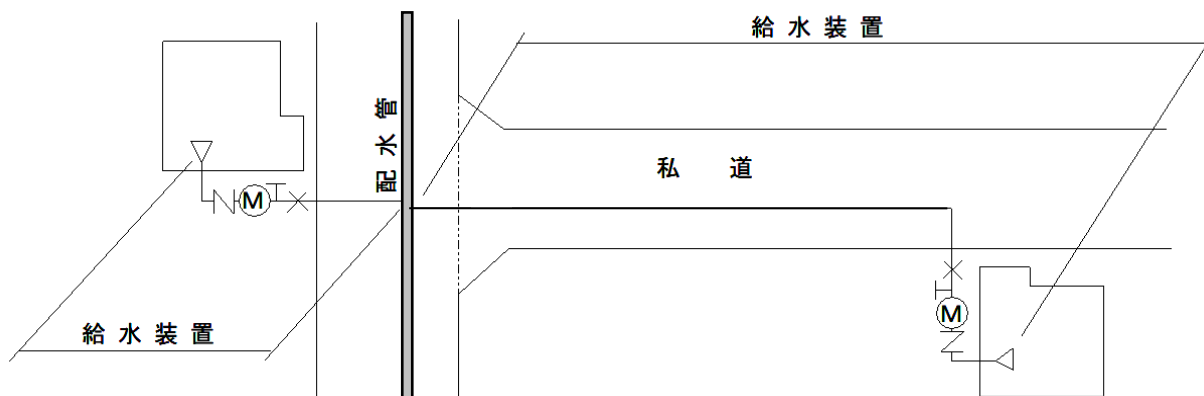
通常使用する分水栓（不断水割T字管及びサドル付分水栓を含む）、止水栓、水道メーター、給水栓等をいい、給水装置を構成するものである。

5) 直結する給水用具

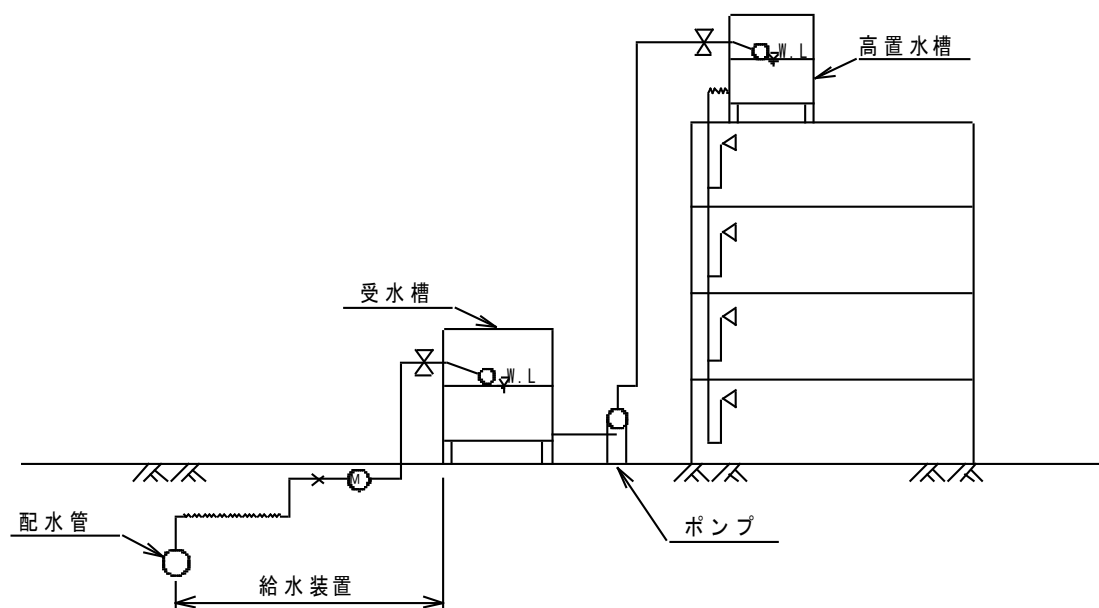
配水管に構造的に直接結合して一体をなし、かつ給水管と直結して有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、任意に取り外しの可能な状態で接続される用具（例：ゴムホース等）はこれに含まれない。

給水装置の範囲：参考例

(専用住宅の場合)



(受水槽の場合)



【補足事項】

受水槽方式による給水の場合には、受水槽への流入管までが給水装置であり、受水槽以下の装置は法上の給水装置には当たらないが、給水装置の計画、設計、施工に関連するため、受水槽以下の配管等についても給水装置同様の審査を行う必要がある。

1. 2. 2 給水装置の種類

給水装置の種類は、次のとおりとする。（給水条例第4条）

（1）専用給水装置

- 1（世帯・戸）または1箇所専用するもの。

（2）共用給水装置

- 2（世帯・戸）または2箇所以上で共用するもの。

（3）私設消火栓

- 消防用に使用するもの。

1. 2. 3 給水装置の所有者

給水装置は給水装置工事申込書における給水装置所有者、もしくは前所有者から所有権の移転を受けた者の所有とする。

また、給水装置の所有者が市内に居住しないときは、給水条例第16条の規定に基づき、市内に居住する代理人を置かなければならない。

1. 2. 4 給水装置の管理

給水装置は各需要者の所有物であるとともに、その給水装置が市の定める給水装置の構造及び材質の基準に適合していない場合、その需要者が衛生上問題ある水を利用することとなるおそれがあるのみならず、ここから汚染した水が他の需要者の給水装置に流入することも考えられるので、給水条例第22条の規定に基づき、水道使用者等に対して、管理上の責任を課している。

また、給水条例第37条第5号の規定により、『給水装置を汚染するおそれのある器物または施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなお、これを改めないとき』は、水道使用者等に対し、改善されるまでの期間の給水を停止することができると定めており、給水条例第41条では、同条各号に該当した場合、過料を科すことができるとしている。

1. 3 給水装置工事の種類

1. 3. 1 工事種別

給水装置工事（法第3条第11項）とは、給水装置の設置又は変更の工事をいい、その工種は次のように分類する。（給水条例施行規則第2条）

1）新設工事

既存の水栓番号のない土地に、新たに給水装置を設置する工事をいう。

また、既に水栓番号のある土地であっても、新たに水栓番号を付与若しくは番号の置き換えを伴う場合も、新設工事として扱う。

2）改造工事

既存の水栓番号のある土地において、当該水栓番号に帰属する給水装置の管種、口径、位置、水栓数若しくはその給水方法の変更を目的として行う工事をいう。

3）修繕工事

給水装置の不具合や故障部分を直す工事をいう。

4）撤去工事

給水装置の一部、又は全部が不要になった場合に撤去する工事をいう。

（1）すべて撤去

使用されなくなった給水装置は、分岐用給水用具で元止め（分水止め）工事を行い、公道内に布設されている既設管は道路管理者の指導により、撤去すること。撤去工事完了後は、指定工事業者を通じて水道部にメーターを返却すること。

なお、T字管・割T字管・メカニカルチーズ等の場合は、原則として、切管等を使用して直にすること。

（２）引込管を残す撤去

既設の引込管が指定した材料であり、かつ、使用予定が明らかで水道部との事前協議により承諾を得た場合に限り、所有者は乙止水栓二次側において、キャップ止めとすることができる。

この場合の配管は、止水栓までの標準配管図に従うものとし、標準配管図に準じない箇所については、給水装置改造工事による修正を要する。

また維持管理のために必ず止水栓筐を設置するものとする。

なお、基準を満たす給水装置であっても、再使用の際に十分な給水機能を発揮できない場合、所有者は、その既存給水装置の撤去工事及び、取り直し工事（改造工事）を実施しなければならない。

基準を満たす給水装置とは、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいい、基準において、铸铁管分岐部に密着コアの設置を義務付けているため、分岐部の錆詰まり等で再使用できない給水装置は、所有者の負担で撤去工事・取り直し工事（改造工事）を行うこと。

【補足事項】

法第１６条の２第３項ただし書きに記述する、軽微な変更であるときは、上記１）～４）のいずれの工事にも該当しないものであり、施行規則第１３条に定める軽微な変更をいう。

（法第１６条の２第３項）

前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りではない。

(施行規則第 13 条)

法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の**軽微な変更**は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

1. 3. 2 給水装置工事の申込み

1) 給水装置工事の申込み

給水条例第 6 条の規定により、給水装置工事は、申請者の費用負担で施工し、指定工事業者は設置される給水装置の構造及び材質が基準に適合しているか事前に確認する必要がある。

このため、給水条例第 5 条の規定により、指定工事業者は、『給水装置の新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）又は、撤去をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。』としている。

1. 4 指定工事業者の役割

1. 4. 1 指定工事業者及び主任技術者の責務

指定給水装置工事事業者制度は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、法に基づく施行令で定める基準に適合するよう質及び機能等を確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することが認められる者を指定するものである。

指定工事業者は、給水装置工事（軽微な変更は除く）を施工することができる唯一の施工者でありその工事が公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与していることを自覚し、施工される給水工事に対して責任を持って対処することが必要である。

水道事業者の指定を受けた指定工事業者は、事業活動の本拠たる事業所毎に給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければならない。

選任は国家試験である給水装置工事主任技術者試験に合格し、免状の交付を受けた者の内から行わなければならない。

指定工事業者の事業所ごとに選任された主任技術者は、給水装置工事に関する事前調査、計画、施工、竣工検査など技術面の管理等において、次の職務を誠実に行わなければならない。（法第25条の4第3項）

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
- ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条に基づく、施行令第6条の基準に適合していることの確認
- ④ 給水装置工事に係る次の事項についての、水道事業者との連絡または調整
 - 1. 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施工しようとする場合における配水管等の位置の確認に関する連絡調整
 - 2. 前項の工事及び給水装置の配水管への取り付け口から水道メーターまでの工事を施工しようとする場合の工法、工期、その他工事上の条件に関する連絡調整
- ⑤ 給水装置工事を完了した旨の連絡

指定工事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。（法第25条の8）

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は下記のとおりである。（施行規則第36条）

- ① 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- ③ 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- ④ 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- ⑤ 次に掲げる行為を行わないこと。
 1. 令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 2. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- ⑥ 施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 1. 施主の氏名又は名称

2. 施工の場所
3. 施工完了年月日
4. 給水装置工事主任技術者の氏名
5. 竣工図
6. 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
7. 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と給水装置工事の各段階を適正に行うことができる知識と経験を有し、配管工などの給水装置工事に従事する従業員等の指導監督を行うものである。

指定工事業者は、法及び施行規則に定められた事業者の運営基準を遵守しなければならない。これに違反した場合は、指定の取り消し又は効力の停止の処分を受けることがある。